

## 仮貯蔵等手数料の免除の手続に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、鈴鹿市手数料条例（平成12年鈴鹿市条例第17条）別表第4の1の項に規定する手数料（以下「仮貯蔵等手数料」という。）の免除の手続に関し必要な事項を定めるものとする。

(免除の申請等)

第2条 鈴鹿市手数料条例第6条第4項の規定により仮貯蔵等手数料の免除を受けようとする者（次項において「申請者」という。）は、仮貯蔵等手数料免除申請書（第1号様式）により市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、仮貯蔵等手数料を免除することが適当と認めたときは仮貯蔵等手数料免除承認通知書（第2号様式）により、仮貯蔵等手数料を免除することが不適当と認めたときは仮貯蔵等手数料免除不承認通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

附 則

この要領は、鈴鹿市手数料条例の一部を改正する条例（令和6年鈴鹿市条例第23号）の公布の日から施行する。